

十日町市 チョイス Pay

事業者説明会

チョイスPayとは…ふるさと納税のお礼の品です

- ふるさと納税のお礼の品として、市が登録する**加盟店**でのお買い物やお食事に利用できる**電子ポイント**です。
- これまでふるさと納税の返礼品を出せなかった**飲食店**や**宿泊施設**、**レジャー施設**などの事業者も参加できます。
- 寄附者に対して**寄附額の30%分**の電子ポイントが発行され、寄附者はアプリを使って**加盟店**で使用できます。
- 加盟店登録料は**無料**。支払いに関する手数料も発生しません。加盟店登録にはパソコンやスマホが必要です。
- 加盟店の申請はクロスステン(中間事業者)で受付・登録を行い、登録後ふるさとチョイスサイトでお店が紹介されます。

利用イメージ



日時

令和4年 **9月15日**(木曜日) **15:00~16:30**

会場

十日町市役所 防災庁舎2階「**大会議室**」

- 住所:十日町市千歳町3-3
- **オンライン参加可**。申込時の指定により、後ほどURLを送ります。

対象者

市内事業者 ※裏面の「加盟店の要件」等を必ずご確認ください。

申込

市ホームページの専用入力フォームで申込 ▶▶

- URL:<https://www.city.tokamachi.lg.jp/>
- または、本チラシ下段をご記入のうえ、FAXで送信



専用入力フォーム

【主催】十日町市 【担当】総務部 企画政策課 移住定住推進係 TEL025-755-5137

事業者名

参加者氏名

住所

※十日町市内に限る

電話番号

業種

メール

参加方法

会場・オンライン

▶▶FAX提出 025-752-4635

加盟店の要件

チョイスPayの加盟店に登録できる店舗は、次の要件を**全て満たす**必要があります。

- ①**市内に店舗**を有する法人・団体又は個人事業主であること。
(例)飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と認められる店舗
- ②下段「**対象商品の要件**」に定める**商品・サービス**を扱う店舗であること。
- ③各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ④チョイスPayの専用管理サイトを操作するためのパソコンやタブレット端末、スマートフォン等を**自前で手配**できること。
- ⑤暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥公序良俗に反する営業店舗ではないこと。

※登録できない店舗

- ×**全国共通のサービス**を提供する店舗(**フランチャイズ、チェーン店等**)
- ×商品の構成が**地場産品以外の物が過半数**を占め、運用で地場産品のみを販売することができない店舗

対象商品の要件

加盟店がチョイスPayで扱える**商品・サービス**は、次の**いずれかに該当**すること。
(総務省が定める「**地場産品基準**」に準じた商品であること)

- 1 市内において生産されたものであること。
- 2 市内において原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 市内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5 市の広報の目的で生産された十日町市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 **市内で提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること。**

登録申込み方法

加盟店登録の申込みは、**無料**で**随時募集**しています。申込み流れは次のとおり。

- ①市ホームページ等から「**事業者登録シート**」を入手する。
- ②上記シートに必要事項を記入して、アプリに掲載する画像(店舗の外観、商品等)とともにメールで**次の中間事業者**に提出する。

▶(一財)十日町地域地場産業振興センター furukan@cross10.or.jp

- ③後日、中間事業者から専用管理サイトのID・パスワード、QRコードが届きます。
- ④専用管理サイトにログインできることを確認し、**QRコードをレジ付近に設置**。
- ⑤**運用スタート!**